

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月28日
【会社名】	信金中央金庫
【英訳名】	Shinkin Central Bank
【代表者の役職氏名】	理事長 柴田弘之
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目3番7号
【縦覧に供する場所】	信金中央金庫 大阪支店 (大阪市中央区農人橋一丁目4番34号) 信金中央金庫 名古屋支店 (名古屋市中区栄一丁目23番10号) 信金中央金庫 神戸支店 (神戸市中央区八幡通三丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

本中金理事長 柴田弘之は、本中金の第75期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。